

令和3年8月23日

関係医療機関の管理者・関係薬局の開設者各位

広島県健康福祉局国民健康保険課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

広島県適正服薬推進事業に係る協力について（依頼）

県医療行政については、日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本県では、令和3年度、国民健康保険被保険者の①医薬品による健康被害の防止、②残薬の解消など、適正服薬の推進を図ることを目的として、令和3年3月～5月診療分のレセプトデータ等から分析し、重複処方等の要件に該当する者に対して「お薬相談通知書」を発送する適正服薬推進事業を実施します。当該通知には、医薬品の処方内容等を記載したもののほか、薬に関する一般的な副作用のリスクやお薬手帳の正しい使い方等に係る説明資料も同封し、かかりつけの医師や薬剤師等へ相談していただくようお願いしています。

つきましては、当該通知を受領された方から相談があった場合や相談を受けた薬局から問い合わせがあった場合は、現在も服薬状況が継続しているか御確認の上、問題があれば、処方内容の見直しを検討して下さるようお願いいたします（必ずしも処方内容の変更が必要というわけではありません）。

詳細は、裏面を御覧ください。

本事業は、保険医療機関・保険薬局・医療保険者の三者が一体となって取り組むことが重要だと考えております。日常の診療・調剤業務等でお忙しいところ恐縮ですが、御協力について特段の御配慮を重ねてお願い申し上げます。

担当 国民健康保険課
電話 082-513-3218 (ダイヤル)
(担当者 仁田)

広島県適正服薬推進事業概要

1 「お薬相談通知書」を送送する者

県内4市町（呉市、三次市、大竹市及び世羅町）の国民健康保険被保険者のうち、令和3年3月～5月診療分のレセプトデータ等から分析した結果、次のいずれかに該当する者

- (1) 3か月連続して、同一月内に、同一薬効（薬理作用が類似する場合を含む。）の医薬品が複数の医療機関から処方されている者
- (2) 直近2か月連続して、同一月内に、併用禁忌・相互作用に係る医薬品が複数の医療機関から処方されている者
- (3) 60歳（市町の実情によっては65歳とする。）以上で、かつ、複数の医療機関から、服用を開始して4週間以上の内服薬（浸煎薬、湯薬、頓服薬は含まない。）が6種類以上処方されている者

2 送送時期

令和3年8月末日

3 送送件数

2,000～3,000件（見込み）

4 通知内容

- (1) お薬相談通知書に記載の被保険者本人の医薬品の処方内容等に関する明細
- (2) 重複服薬や多剤服薬に伴う副作用のリスクなどについての説明
- (3) お薬手帳の正しい使用方法や医薬品の適正服薬に向けたかかりつけの医師や薬剤師へ相談方法

5 本依頼文同封物の内容

(1) 本事業に関する説明文書

内容を御確認の上、事業に御協力くださるようお願いいたします。

【留意点】

- ① 現在も服薬状況が継続しているか御確認の上、問題があれば、処方内容の見直しを検討してください。
- ② 薬局・薬剤師におかれては、処方箋発行医療機関に御連絡いただき、医師と連携して対応してください。
- ③ 「薬に関するアンケート」を実施しています。お忙しいところ恐縮ですが、当該アンケートを活用後、広島県に「薬に関するアンケート」面をFAXしてください。

（広島県国民健康保険課：FAX番号 082-502-8744）

(2) 医薬品に関するポスター

事業の実施効果を測るため、令和3年11月末まで掲示して下さるようお願いいたします。

(3) 薬局配置用チラシ（※薬局にのみ送付）

「お薬相談通知書」受領の有無にかかわらず、薬について相談がある方や相談を勧めたい方に配付するなど、適正服薬の推進に活用してください。